

御嵩町職員措置請求書

御嵩町監査委員 殿

令和4年10月24日

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

第1 請求者

(代表) 住所

氏名 (自署)

電話

住所

氏名 (自署)

住所

氏名 (自署)

住所

氏名 (自署)

住所

氏名 (自署)



住所

氏名 (自署)

住所

氏名 (自署)

住所

氏名 (自署)

第2 請求の要旨

1 対象となる行為及び求める措置

- (1) 令和2年3月16日、御嵩町は[](以下「[]」という。)との間で、御嵩町新庁舎等建設基本設計・実施設計業務委託契約(以下「本件契約」という。)を総額1億7820万円で締結した(資料1-2)。
- (2) 御嵩町と[]は令和2年9月28日、令和3年3月25日、令和4年1月14日、それぞれ本件契約の変更契約を締結した(資料1-1及び1-3)。
- (3) 令和4年1月14日付の変更契約は設計費用を121万9900円増額する内容のものである(資料1-1)。
- (4) 今後、本件契約に関連して、本件契約の変更契約、本件契約にかかる建物(以下「新庁舎等」という。)に関する監理業務委託契約、本件建物を建設する予定の土地(以下「本件土地」という。)の売買契約、本件土地の調査・造成等に関わる請負契約、本件建物の建築に関わる工事請負契約等の締結、それらの契約に基づく公金支出が相当の確実さをもって予測されるから、御嵩町に損害を与え、または、その蓋然性がある。
- (5) 本件契約及び上記(4)記載の各契約(以下本件契約と併せて「本件契約等」という。)の締結及び本件契約等に基づく公金支出は後記理由により違法または不当なものである。
- (6) よって、御嵩町渡邊公夫町長(以下「渡邊町長」という。)には、今後予想される本件契約等の締結及びそれらに基づく公金支出等をしないよう事前差止めの措置並びに本件契約等により支出済みの額または今後支出された場合、その公金相当額を賠償請求する措置をそれぞれ求める。また、御嵩町[]副町長(以下「[]副

町長」という。)に本件土地の代金が支出された場合は、同人にその返還を請求する措置を求める。

2 違法または不当の理由

(1) 前提たる新庁舎等の建築が不能であること

ア 本件契約等は、御嵩町役場の新庁舎及び防災拠点を、本件土地に建築するために締結された(あるいはされる予定の)ものである。

イ しかしながら、本件土地に御嵩町役場の新庁舎を建築し、御嵩町の事務所の場所を移転するためには、地方自治法第4条に基づき、議会において出席議員の3分の2以上の同意を得なければならない。また、本件土地は農地であるから、本件土地を取得して建物を建築するには、岐阜県から農地転用の許可を受けなければならない(農地法第5条第1項)。

ウ この点について、御嵩町議会では、御嵩町役場の移転について議会の3分の2以上の同意が未だ得られておらず、条例の制定が成立する見込みがない。また、そのことを受けて、岐阜県からは農地転用の許可を得られる見込みがない(農地法第5条第2項参照)。

エ ①条例の制定、②農地転用の許可は、本件契約等を進める上で大前提となることであり、そもそもこれらができなければ本件土地に新庁舎等を建築することはできない。

したがって、契約締結権者である渡邊町長は、上記①及び②を実施した上で、あるいは、実施できなかった場合を想定してその場合における損害を最小限とする措置をした上で本件契約等を締結する義務を負う。しかしながら、渡邊町長は、その義務を怠ったものである。

オ よって、本件契約等及びこれらに基づく公金支出は、御嵩町の裁量権を逸脱または濫用したものであり、違法または不当である。

カ なお、新庁舎等の整備の事業については、御嵩町は令和元年9月時点で約4.1億円と説明していた。これがわずか2年も経たない令和4年5月の時点では、約7.8億円にまで増加していた。約7.8億円というのは、亜炭鉱対策経費を除く御嵩町の年間予算に匹敵するものであり、地方公共団体の新庁舎等の整備事業としてはあり得ない予算規模である。そのため、議員らの反対は当然のことであり、これは御嵩町が自ら招いたものである。加えて、令和3年12月10日の議会では、新庁舎等の整備事業に関する補正予算について、5人の議員が反対をした（資料3）。したがって、どんなに遅くとも、御嵩町は、この時点で上記条例制定のための議会の賛成が得られないことを予見できたといえる（以上について、資料2、50ないし5.9、64ないし6.6頁）。

(2) 新庁舎等の移転先の選定が不透明、不合理であること

ア 新庁舎等の整備事業は、「安心・安全な庁舎」を基本方針の一つとしている。しかし、本件土地は、ハザードマップ上、浸水想定が最高で2メートルある危険な土地となっており、基本方針に反する不合理な選定である。

イ この点について、移転候補地の検討の際には、御嵩町は、本件土地の浸水想定について0.5または0.5～1メートルと虚偽の資料を作成し、移転候補地について検討した特別委員会に提出し、その判断を誤らせた。

ウ 虚偽資料が作成されていることから、特別委員会による選定過程は客観性を欠き、不透明である。加えて、本件土地には[]副町長が所有する土地が含まれており、同人に対する利益誘導がな

された疑いがある。この点でも本件土地の選定は行政の公平性を欠き、不透明であるといえる。

エ 以上のように虚偽の情報を前提になされた移転候補地の決定は、御嵩町の裁量権を逸脱または濫用したものであり、違法である。そして、これに密接に関連する本件契約等は当該違法を承継し、本件契約等自体が違法または不当なものである（以上について、資料2、14ないし31頁）。

(3) 設計業者選定時と設計内容が大幅に異なっていること

ア 本件契約は、プロポーザル方式で、5つの業者からの提案を受けた上で、■■■■が選定され、締結にいたった。

イ しかしながら、選定時の■■■■の提案と、本件契約上に基づきなされた基本設計が、以下の点で大幅に異なっている。

①町民ホールについて、木造とされていたものがRC造に変更されていること

②新庁舎について、曲線であった外観が長方形に変更されていること

ウ 上記①及び②はいずれも業者選定の評価に大幅に関わるものであり、業者選定後、事後にこのような大幅な変更がなされるのであれば、プロポーザル方式を活用した意味をなさない。

エ このプロポーザル方式の評価委員会のメンバー6人のうち4人が御嵩町の職員であり、残りの2人が学者であるが、このうち、通常評価委員に加わるべき建築設計の専門家が1人もいない。

オ 評価委員会の人選はおよそ客観性、公平性を欠くものであり、選定後に設計が大きく変更されていることからしても、■■■■を選定することありきで選定がなされた疑いがある。

カ このような選定過程に基づく設計業者の選定は、御嵩町の裁量

権を逸脱または濫用したものであり、違法である。そして、これに密接に関連する本件契約等は当該違法を承継し、本件契約等自体が違法または不当なものである（以上につき資料2、35ないし49頁）。

(4) 予算と大幅に異なる設計がなされていること

ア 本件契約が締結された令和2年3月16日の直前の令和元年9月時点での新庁舎等の整備事業の予算は約41億円であった。

イ にもかかわらず、総事業費は令和4年5月には約78億円と約2倍に膨れ上がっている。本件契約に基づく設計業務を受けて大幅な増加となったものと考えられる。

ウ 本件契約に基づく実施設計は既に完了していると思われるが、実施設計に基づく請負工事代金の本見積額は公表されていない。この点については、さらなる見積金額の増加も十分予想されるところである。

エ 本件契約は、御嵩町からの新庁舎等の仕様などの要望を受けて と締結されたものであるところ、それを受けて新庁舎等の基本設計及び実施設計がなされている。この点について、渡邊町長には、予算から著しくかけ離れた設計がなされる設計契約を締結しないようにする義務があるところ、渡邊町長は当該義務を怠ったものである。

オ したがって、本件契約の締結は、御嵩町の裁量権を逸脱または濫用したものであり、違法または不当である。また、これに引き続く本件契約等の締結及び公金支出は違法または不当である。

3 措置請求遅延の「正当な理由」について

本件契約等のうち本件契約については、令和2年3月16日に締結されており、当該行為のあった日から1年が経過している。しかし、

新庁舎等の整備事業に関する疑惑は、令和4年8月25日発行の■■■■
■■■■著『「御嵩町新庁舎78億円の謎」もう白紙撤回しかない!』（資料2）によって初めて指摘された。翌9月、住民は御嵩町に情報公開請求を行い、資料1の契約書の写しを入手した。したがって、住民が監査請求をするに足りる程度に本件契約の違法性または不当性を知ることができたのは上記著書発行以降であるので、本監査請求には、地方自治法第242条第2項ただし書きの「正当な理由」が認められる。

以上

事実証明書

- 1-1 業務委託変更契約書
- 1-2 業務委託契約書
- 1-3 業務完成報告書
- 2 「「御嵩町新庁舎78億円の謎」もう白紙撤回しかない!」
- 3 御嵩町議会定例会議事録（令和3年12月10日）